

電子入札導入による 事前準備のお願い

令和5年2月
岸和田市契約検査課

1. 電子入札導入について

【電子入札の適用範囲】

契約検査課が執行する下記の案件

《建設工事》

- ・条件付一般競争入札
- ・指名競争入札

《建設工事に係る測量・建設コンサルタント》

- ・指名競争入札

※上記以外の入札(物品・役務案件)は従来通りの入札方式とします。

2. 電子入札の参加に必要な準備

○電子入札に参加するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①建設工事または測量・建設コンサルタントで本市入札参加資格を有していること
- ②電子入札を利用するためのICカード等を所有していること
- ③電子入札の利用者登録を完了していること

3. 電子入札の参加に必要な準備

○電子入札の利用にあたり、以下のものをご準備いただく必要があります。

1. ICカード・ICカードリーダー
2. パソコン
3. インターネット環境

詳細は「大阪地域市町村共同利用電子入札システム」のホームページ【動作環境と設定】でご確認ください。

<https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/>

※すでに、大阪府、大阪市、堺市、大阪地域市町村共同利用電子入札システムを利用している自治体などの電子入札に参加している場合は、改めて準備する必要はありませんが、設定の追加が必要となる場合があります。

3. 電子入札の参加に必要な準備

○利用者登録について

電子入札を利用するためには、利用者登録が必要です。

①申請書の提出

「電子入札用パスワード申請書」を提出してください。

※ICカードをこれから取得する場合は取得までに1か月程度かかることがあります。ICカード取得前でもパスワード申請書の提出をお願いします。その場合は、利用者登録の開始までにICカードを取得してください。

②利用者登録の開始

令和5年3月20日頃岸和田市契約検査課ホームページに詳細を掲載します。

パスワード登録完了の通知はしませんので、必ずホームページを確認してください。

3. 電子入札の参加に必要な準備

※岸和田市では、市内業者の育成・受注機会の確保の観点から、格付業種(土木、建築、管(衛生)、電気、舗装、造園)については、格付業者による指名競争入札を行っています。(格付業者は市内業者のみです。)格付業者であっても、利用者登録をしていない業者は、入札に参加できません。

※その他の業種(格付外業種)及び測量・建設コンサルタント業務委託についても、市内業者を優先して指名していますが、市内業者の登録数が少ない業種は市外業者を含めて指名しています。

3. 電子入札の参加に必要な準備

※条件付一般競争入札に参加するためには、利用者登録が必要ですが、参加受付開始までに利用者登録を行うことができる期間を設ける予定です。ただし、ICカードは事前取得の必要があります。

※利用者登録申請は、随時の受付をしています。

※利用者登録は、必須ではありません。ただし、利用者登録されていない業者は契約検査課が執行する指名競争入札に参加できません。

また、上下水道局及び各担当課で行う入札案件への参加には、原則として、本市の入札参加資格登録が必要となりますが、電子入札システムの利用者登録は必要ありません。